

『聖隷社会福祉研究』投稿規程

1. 投稿資格は投稿時において本学会の会員であることとする。共著の場合、共著者についても学会員であることが望ましい。共著者が非学会員の場合、筆頭執筆者は本学会の会員とする。
2. 原稿の種類は総説、論文、研究ノート、調査報告、資料、書評、その他とする。また編集委員会の決定により特集を組むことができる。なお、論文掲載の採否は、査読を経て、学会誌編集委員会が決定する。
3. 編集委員会の判定により、原稿の修正あるいは原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
4. 原稿は未発表のものに限る。
5. 本誌に掲載された著作物の著者は、その著作物の複製権および公衆送信権を聖隷クリストファー大学社会福祉学会および聖隷クリストファー大学社会福祉学会が委託する機関が利用することを許諾する。ただし、著作者自身がこれらの権利を行使することを妨げない。

- 付則
1. 本規程は2007年12月15日から施行する。
 2. 2011年2月20日一部改定（なお査読については、2012年発行以降のものからとする。）